

財務省告示第四百四十四号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十四条第一項に規定する東日本大震災により相当な損害を受けた地域として財務大臣の指定する地域を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月二十七日

財務大臣 野田 佳彦

都道府県名	指 定 地 域
青 森 県	全域
岩 手 県	全域
宮 城 県	全域
福 島 県	全域
茨 城 県	全域
栃 木 県	全域
埼 玉 県	加須市（旧大利根町の区域に限る。）
千 葉 県	全域
新 潟 県	十日町市

長野県

下水内郡栄村

中魚沼郡津南町